

第 232 号	 J R 東労組バス関東本部	
発行日 2025. 6.26		J R 東労組ホームページ

申 14 号「旅費及び諸手当の改正について」

に関する申し入れ 第 1 回団体交渉①

本日 10 時より東京駅会議室において、申 14 号の趣旨説明・議論を行ってきました。

1. 旅費の申請方法について、旅行終了後支給に一本化する理由を明らかにすること。また、高額な場合は自己負担が大きくなるため、3 万円以上の場合は現行通りとすること。
→今は、クレジットカードで支払いも OK。支店事務の効率化がベース、小口現金の取り扱いを無くそうというのがスタートなので理解して欲しい。
2. 船車賃（交通費）における職名相当職に応じた等級区分を廃止する理由を明らかにすること。
3. 出張・研修等及び業務連絡旅行における日当・宿泊料等の見直し（廃止）を行う理由を明らかにすること。また、出張・研修等及び業務連絡旅行における日当・宿泊料等の見直しに伴う特別措置を行う理由を明らかにすること。
→かかるお金はみんな一緒ということ。船車賃の区分について、上役はいい席にという考えもあったが今はそういう考えもない。昔の規定が残っていただけだから是正する。
4. 助勤旅費における日当・宿泊料等の見直し（廃止）及び助勤費の新設を行う理由を明らかにすること。また、物価高騰を考慮し助勤費の日額は 750 円、宿泊料は 1,000 円とすること。
5. 乗務員の旅費及びその他乗務旅費における日当・宿泊料等の見直し（廃止）を行う理由を明らかにすること。
→食費や物品費の補填だったものを 37 年前に定めていたが、時代にそぐわなくなっていた。かなり制度が複雑怪奇だったこともあり、分かりやすいものにしたい。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！